

琴浦町地方創生人材（社会人経験者）職員採用試験公告

琴浦町職員の採用試験を次のとおり行います。

令和3年11月30日

鳥取県琴浦町長 小松 弘明

1 募集職種・採用予定数・求める人材像

募集職種	採用予定数	求める人材像
一般事務	1名	デジタル化、観光政策、特産品開発・販売、子育て支援などにおいて、社会人経験を活かして琴浦町の地方創生の推進に貢献できる人

※I・J・Uターンなどで、採用後琴浦町内に定住できる方歓迎します。

2 採用予定時期 令和4年4月1日

3 受験資格・要件

職種	年齢	住所等	資格	職務経験
一般事務	45歳以下(昭和51年4月2日以降に生まれた人)	琴浦町内民間事業所に従事していない人(令和3年11月30日時点)	不問	民間企業等の職務経験が、直近10年間において、同一企業で連続3年以上ある人(令和4年3月31日時点)※1

※1 「職務経験」には、社員等として1つの企業等に3年以上継続して就業（週の労働時間数が30時間以上の就業）した期間が該当します。

※2 以下に該当する方は試験を受けられません。

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・琴浦町役場において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※3 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和4年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

#### 4 採用試験

##### (1) 日時及び場所

令和4年1月8日(土)に、琴浦町役場本庁舎において行います。時刻は受験票交付の際にお知らせします。

なお、試験当日は検温を行います。検温の結果37.5度以上の方、もしくは風邪症状のある方は、当日受験していただけない場合があります。また、新型コロナウイルス感染拡大状況により、試験日程等を変更する場合があります。その場合は別途琴浦町ホームページ等でお知らせします。

##### (2) 方 法

(ア) 適 性 検 査 公務員としての適性を性格特性から総合的に把握する筆記試験

(イ) 論 文 試 験 公務員としての必要な知識、思考力、表現力等の能力についての筆記試験(600字程度)

(ウ) 口 述 試 験 主として人物について個別面接による試験

#### 5 試験合格者の発表

令和4年1月中に、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

#### 6 給与等

令和4年4月1日現在における初任給(月額)は、高校卒150,600円を基準として学歴、職歴がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

#### 7 受験手続き及び受付期間

##### (1) 申込書の請求

申込書は、琴浦町ホームページからダウンロードしてください。

##### (2) 提出書類

- ・採用試験申込書 1部
- ・エントリーシート 1部
- ・履歴書(市販のもの) 1部
- ・職務経歴書 1部
- ・返信用封筒 1通 (受験票を郵送で返送するため、84円切手を貼り、受験票返送先の住所、氏名及び郵便番号を明記した受験票返送用封筒「定型長3」(23.5cm×12cm)を併せて提出してください。)

(3) 申込方法・提出先

(ア) 持参による場合

琴浦町役場総務課 行政総務室へ提出してください。

(イ) 郵便又は信書便による場合 下記に送付してください。

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場総務課 行政総務室

※封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

※郵便の場合、万が一未着の事故が発生しても、受験受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は受理できません。また、切手料金不足等の申込者の責による申し込み延滞等の場合、理由の如何を問わず受理しません。

(4) 受付期間等

令和3年11月30日(火)～令和3年12月20日(月)

受付時間は、持参による場合は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分、郵便又は信書便の場合は受付期間最終日までに到着したものに限り受け付けます。

(5) その他

\*試験日当日に持参していただく受験票には、写真(申込前6ヶ月以内に、帽子をつけないで正面から上半身を写したもので、本人と確認できるもの、サイズ縦5.5cm×横4.5cm)の貼付が必要となります。写真は、履歴書と同じものを貼ってください。

\*応募書類はお返しいたしません。

8 問い合わせ先 琴浦町役場総務課 行政総務室

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

電話 0858-52-2111